

◆三十三番 (山下力君) (登壇) 決議第一号、「子ども文化県」宣言に関する決議 (案) につきましては、決議案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

決議第一号

「子ども文化県」宣言に関する決議 (案)

一九八九年十一月国連総会において採択された「児童の権利条約」は、子どもの生存・保護・発育を三つの柱としており、子どもを単なる保護の対象としてではなく、権利行使の主体として捉えることにより、社会の各分野にわたって子どもの権利を確立し、国際的にもこれを保障しようという画期的な内容を持つものである。

わが国においても、子どもの人権をめぐる様々な問題が見られるので、人権尊重の立場から、世界の動きに呼応して、この条約を批准することは、国際社会の一員としてのわが国の責務であり、本議会においても平成元年十二月定例会で「児童の権利条約の批准に関する意見書」を可決し、国に要望したところである。

よって、奈良県議会は、この趣旨を踏まえ、ここに「子ども文化県宣言」を行い、子どもを取りまく環境が改善され、総ての子どもが二十一世紀に向け健やかに成長していくことを願い、実現に努力する。

以上、決議する。

平成三年三月十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◆十番 (今井光子君) ただいま山下議員から提案されました決議第一号、「子ども文化県」宣言に関する決議案に賛成いたします。